

令和3年1月15日

令和3年登米市議会定例会 1月招集議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報告第1号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
-------	--------------------------------

本件は、交通事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第1号	令和2年度登米市一般会計補正予算（第9号）
-------	-----------------------

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,198万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ545億3,690万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策関連事業費として、新米セットで生活応援事業1,573万円、飲食業等応援給付金支給事業1億2,000万円、経営維持臨時給付金支給事業5,000万円、避難所用備蓄品物置設置事業919万円などを増額する一方、農業経営支援事業3,200万円、牛マルキン加入支援事業3,350万円、中小企業家賃支援給付金支給事業6,000万円などを減額して計上しております。

歳入では、県支出金として新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金9,000万円を増額する一方、財政調整基金繰入金2,801万円を減額して計上しております。

議案第2号	登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
-------	----------------------------------

本案は、新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した職員に対して特殊勤務手当（防疫等作業手当）を支給するため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表4ページ）

議案第2号関係

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>防疫等作業手当</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(防疫等作業手当)</u></p> <p>第3条 <u>防疫等作業手当</u>は、職員が次項各号に掲げる感染症等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 感染症の患者を病院等に移送する作業</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>2 <u>防疫等作業手当は、第3条第1項に規定する場合のほか、当分の間、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>防疫作業手当</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(防疫作業手当)</u></p> <p>第3条 <u>防疫作業手当</u>は、職員が次項各号に掲げる感染症等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p>

のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）又はその疑いのある患者に接して行う作業

(2) 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件を処理する作業

3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（その作業が著しく危険であるとして規則で定めるものに従事した場合にあつては、4,000円）とする。